

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
令和8年2月3日(火)～ 令和8年2月6日(金)	人形町区民館	中央区日本橋人形町2-14-5	<p>【午前の部】 午前9時30分から正午まで (受付は午前11時まで)</p> <p>【午後の部】 午後1時から午後5時まで (受付は午後4時まで)</p>

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«オンラインによる事前申込をお願いします!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月9日(金)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。
- 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

«留意事項»

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、日本橋税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。  
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター大手町分室となりますのでご注意ください。  
【宛先】 〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館  
東京国税局業務センター大手町分室(日本橋税務署)

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

[https://coubic.com/nihonbashizei/booking\\_pages#pageContent](https://coubic.com/nihonbashizei/booking_pages#pageContent)